

## 細目次 (第1章)

## 序 章

1 提出資料	3
(1) 提出資料の概要	3
(2) 各許可に対応した提出資料の考え方	6
(3) 受入れ機関及び管理・監督機関に対応した立証資料の考え方	8
(4) 国・地域又は国籍に対応した立証資料の考え方	9
(5) 規則に定める立証資料の意義	10
(6) 在留資格認定証明書の返信用封筒	12
2 立証資料提出に当たっての留意事項	12
3 法律用語に関する留意点	13
(1) 「活動」	13
(2) 「収入」、「報酬」	13
(3) 雇用契約	14
(4) 入管法における「許可」	14
(5) 退去強制	15
(6) 家族統合 (家族の呼寄せ)	17

## 留 学

1 概 要	19
(1) 本邦において行うことができる活動	19
(2) 対象となる主な者	19
2 在留資格該当性	19
(1) 「大学」	19
(2) 「高等専門学校」	20
(3) 「高等学校」	20
(4) 「中等教育学校の後期課程」	20
(5) 「特別支援学校の高等部」	20
(6) 「中学校」	21
(7) 「義務教育学校の後期課程」	21
(8) 「中等教育学校の前期課程」	21
(9) 「特別支援学校の中学部」	21
(10) 「小学校」	21
(11) 「義務教育学校の前期課程」	22
(12) 「特別支援学校の小学部」	22
(13) 「専修学校」	22
(14) 「各種学校」	22
(15) 「設備及び編制に関して大学に準ずる機関」	22
(16) 「設備及び編制に関して各種学校に準ずる機関」	23
(17) 「教育を受ける活動」	23
3 基準 (上陸許可基準)	23
(1) 「専修学校の専門課程」	25
(2) 「外国において十二年の学校教育を修了」 (現在削除)	25

## 細目次（第1章）

(3) 「専ら夜間通学して教育を受ける場合」	26
(4) 「専ら通信により教育を受ける場合」	26
(5) 「夜間において授業を行う大学院の研究科」	26
(6) 「高等学校（定時制（以下略）」	27
(7) 「中等教育学校の後期課程」	27
(8) 「専修学校の高等課程」	27
(9) 「専修学校の一般課程」	27
(10) 2024年4月の上陸許可基準省令改正による付加（2号の2）	28
(11) 「研究生」	28
(12) 「聴講生」	29
(13) 「告示」	30
(14) 日本語教育機関認定法（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律）	31
(15) 告示日本語教育機関と認定日本語教育機関との併存	32
4 立証資料	32
(1) 学校の分類とその趣旨	32
(2) 通学先の区分	33
① 大学（短期大学、大学院を含む。）、大学に準ずる機関、高等専門学校（認定日本語教育機関を除く。）	33
② 専修学校、各種学校、設備及び編制に関して各種学校に準ずる機関（告示・認定日本語教育機関を除く。）	34
③ 告示又は認定日本語教育機関	34
④ 高等学校、中学校、小学校	34
(3) 申請人の所属する国・地域による区分	34
(4) 立証資料	34
① 大学（短期大学、大学院を含む。）、大学に準ずる機関、高等専門学校	35
ア 新たに「留学」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	35
イ 「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	38
② 専修学校、各種学校、設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（告示・認定日本語教育機関を除く。）	42
ア 新たに「留学」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	42
イ 「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	45
③ 日本語教育機関、準備教育機関	48
ア 新たに「留学」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付及び在留資格変更許可の申請）	48
イ 「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	51
④ 高等学校、中学校、小学校	54
ア 新たに「留学」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	54
イ 「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	57
5 在留期間（規則別表2）	59

6	その他の立証資料とその趣旨	59
(1)	日本語能力に係る資料	59
(2)	経費支弁能力に係る資料の内容	62
(3)	奨学金の給付に関する証明書一覧	63
7	その他の注意事項	65

## 文化活動

1	概要	66
(1)	本邦において行うことができる活動	66
(2)	対象となる主な者	66
2	在留資格該当性	67
(1)	「収入を伴わない」	67
(2)	「我が国固有の文化若しくは技芸」	67
(3)	「専門的な研究」	67
(4)	「専門家の指導を受けてこれを修得する」	67
3	基準（上陸許可基準）	68
4	立証資料	68
(1)	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合（1-(1)①又は②）	68
ア	新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	68
イ	「文化活動」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	70
(2)	専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合（1-(1)③）（入管法別表1の3）	72
ア	新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	72
イ	「文化活動」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	72
5	在留期間（規則別表2）	72
6	その他の注意事項	72

## 技術・人文知識・国際業務

1	概要	73
(1)	本邦において行うことができる活動	73
(2)	対象となる主な者	73
2	在留資格該当性	73
(1)	「本邦の公私の機関」	73
(2)	「契約」	74
(3)	業務分野	74
①	「理学，工学その他の自然科学の分野」	74
②	「法学，経済学，社会学その他の人文科学の分野」	74
③	「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」	75
(4)	括弧内にある在留資格	75
3	基準（上陸許可基準）	75
	「専修学校の専門課程」	76
4	立証資料	77

## 細目次（第1章）

(1) 所属機関（契約を締結し当該契約に基づいて業務に従事する機関）の分類とその趣旨	77
(2) 所属機関の分類	78
(3) カテゴリー該当性に関する立証資料（規則別表3第1号及び2号）	79
(4) 申請の際に提出を要する立証資料	79
ア 新たに「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	79
イ 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	84
5 在留期間（規則別表2）	87
6 その他の注意事項	87

### 企業内転勤

1 概要	88
(1) 本邦において行うことができる活動	88
(2) 対象となる主な者	88
2 在留資格該当性	88
(1) 「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関」	88
(2) 「外国にある事業所の職員」	89
(3) 「転勤」	89
(4) 「期間を定めて転勤して」	89
(5) 「当該事業所において」	89
(6) 「在留資格『技術・人文知識・国際業務』に該当する活動」	90
3 基準（上陸許可基準）	90
4 立証資料	91
(1) 所属機関の分類とその趣旨	91
(2) 分類基準	91
(3) カテゴリー該当性に関する立証資料（規則別表3第2号）	92
(4) 申請の際に提出を要する立証資料	93
ア 新たに「企業内転勤」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	93
イ 「企業内転勤」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	97
5 在留期間（規則別表2）	98
6 その他の注意事項	98

### 研修

1 概要	99
(1) 本邦において行うことができる活動	99
(2) 対象となる主な者	99
2 在留資格該当性	99
(1) 「本邦の公私の機関に受け入れられて」	99
(2) 「本邦の公私の機関」	99
(3) 「技能等の修得」	100
3 基準（上陸許可基準）	100
4 立証資料	103
ア 新たに「研修」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付の申請）	103

イ 「研修」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	106
5 在留期間（規則別表2）	107
6 その他の注意事項	107

### 技能実習

1 概要	108
(1) 本邦において行うことができる活動	108
(2) 対象となる主な者	109
2 在留資格該当性	109
(1) 「技能等」	110
(2) 「技能実習法」	110
(3) 「技能実習計画」	110
3 基準（上陸許可基準）	111
4 立証資料	111
ア 新たに「技能実習」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	111
イ 「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	113
5 在留期間（規則別表2）	114
6 その他の注意事項	114

### 特定技能

1 概要	115
(1) 本邦において行うことができる活動	115
(2) 対象となる主な者	115
2 在留資格該当性	116
(1) 「法務省令で定める」	116
(2) 「特定技能1号」	116
(3) 「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」	116
(4) 「法務大臣が指定する本邦の公私の機関」	116
(5) 「雇用に関する契約」	117
(6) 「特定技能2号」	117
(7) 「熟練した技能」	117
3 基準（上陸許可基準）	117
「特定技能1号」	118
「特定技能2号」	120
4 立証資料	122
ア 新たに「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格を取得しようとする者の場合（在留資格認定証明書の交付申請及び在留資格変更許可申請）	124
ア-1 申請人に関する提出書類	124
ア-2 所属機関に関する提出書類	132
ア-2-1 過去3年間に指導勧告書（入管法19条の19）の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する場合（一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関）	132
ア-2-2 法人の場合（一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関）	133
ア-2-3 個人事業主の場合	136

## 細目次（第1章）

ア-3 分野に関する提出書類	139
ア-3-1 介護（「特定技能1号」の場合に限る。）	140
ア-3-2 ビルクリーニング	141
ア-3-2-1 「特定技能1号」	141
ア-3-2-2 「特定技能2号」	142
ア-3-3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	143
ア-3-3-1 「特定技能1号」	143
ア-3-3-2 「特定技能2号」	144
ア-3-4 建設	145
ア-3-4-1 「特定技能1号」	145
ア-3-4-2 「特定技能2号」	146
ア-3-5 造船・船用工業	147
ア-3-5-1 「特定技能1号」	147
ア-3-5-2 「特定活動2号」	149
ア-3-6 自動車整備	149
ア-3-6-1 「特定技能1号」	149
ア-3-6-2 「特定技能2号」	152
ア-3-7 航空	153
ア-3-7-1 「特定技能1号」	153
ア-3-7-2 「特定技能2号」	154
ア-3-8 宿泊	155
ア-3-8-1 「特定技能1号」	155
ア-3-8-2 「特定技能2号」	156
ア-3-9 農業	157
ア-3-9-1 「特定技能1号」	157
ア-3-9-2 「特定技能2号」	164
ア-3-10 漁業	169
ア-3-10-1 「特定技能1号」	169
ア-3-10-2 「特定技能2号」	176
ア-3-11 飲食品製造業	181
ア-3-11-1 「特定技能1号」	181
ア-3-11-2 「特定技能2号」	183
ア-3-12 外食業	183
ア-3-12-1 「特定技能1号」	183
ア-3-12-2 「特定技能2号」	185
イ 「特定技能1号」又は「在留資格2号」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	185
イ-1 申請人に関する必要書類	185
イ-2 所属機関に関する必要書類	189
イ-2-1 過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する場合（一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関）	189
イ-2-2 法人の場合	190
イ-2-3 個人事業主の場合	192
イ-3 分野に関する必要資料	194
イ-3-1 介護	194
イ-3-2 ビルクリーニング	194
イ-3-3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	195

イ-3-4	建設	195
イ-3-5	造船・船用工業	195
イ-3-6	自動車整備	195
イ-3-6-1	「特定技能1号」	195
イ-3-6-2	「特定技能2号」	196
イ-3-7	航空	196
イ-3-8	宿泊	197
イ-3-9	農業	197
イ-3-10	漁業	203
イ-3-11	飲食料品製造業	209
イ-3-12	外食業	209
5	在留期間（規則別表2）	210
6	その他の注意事項	210

## 高度専門職

1	概要	211
(1)	高度専門職の区分	211
(2)	本邦において行うことができる活動	211
(3)	対象となる主な者	212
(4)	優遇措置	212
ア	「高度専門職1号」（以下「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」をいう。）	212
イ	「高度専門職2号」	212
2	在留資格該当性	213
	「高度の専門的な能力」	213
	「法務省令で定める基準」	213
	「本邦の公私の機関」	214
	「契約」	214
	「自然科学」	214
	「人文科学」	214
	「経営」、「管理」	215
3	基準（上陸許可基準，変更許可基準）	216
4	立証資料	217
ア	新たに「高度専門職1号」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付及び在留資格変更許可の申請）及び「高度専門職1号」の在留資格をもって在留する外国人が在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	217
イ	「高度専門職2号」の在留資格をもって在留しようとする場合（在留資格変更許可申請）	220
5	在留期間（規則別表2）	226
6	その他の注意事項	227
7	特別高度人材（J-Skip）制度の新設	227
(1)	概要	227
(2)	要件	227
ア	「高度専門職1号」（類型ごとに異なる。）	227
イ	「高度専門職2号」	228
(3)	優遇措置	228

## 細目次（第1章）

ア 在留資格「高度専門職1号」の場合	228
イ 在留資格「高度専門職2号」の場合	228
(4) 立証資料	228

### 技能

1 概要	230
(1) 本邦において行うことができる活動	230
(2) 対象となる主な者	230
2 在留資格該当性	230
「本邦の公私の機関」	230
「契約」	231
「産業上の特殊な分野」	231
「熟練した技能」	231
3 基準（上陸許可基準）	231
4 立証資料	235
(1) 受入れ機関の分類とその趣旨	235
(2) 分類基準	235
(3) カテゴリー該当性に関する立証資料	236
(4) 申請の際に提出を要する立証資料	237
ア 新たに「技能」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書 の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	237
イ 「技能」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留し ようとする場合（在留期間更新許可申請）	244
5 在留期間（規則別表2）	247
6 その他の注意事項	247

### 経営・管理

1 概要	248
(1) 本邦において行うことができる活動	248
(2) 対象となる主な者	248
2 在留資格該当性	248
「事業」	248
「本邦において貿易その他の事業の経営を行い」	248
3 基準（上陸許可基準）	249
「事業所が本邦に存在」，「事業所として使用する施設が本邦に確保」	249
「二人以上の常勤の職員」	249
「資本金」，「出資」	250
「大学院」	251
「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」	251
4 立証資料	251
(1) 活動母体の分類とその趣旨	251
(2) 分類基準	252
(3) カテゴリー該当性に関する立証資料	253
(4) 申請の際に提出を要する立証資料	253
ア 新たに「経営・管理」の在留資格を取得しようとする者の場合（在留資格認定証明書 の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	253
イ 「経営・管理」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在	



留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	257
5 在留期間（規則別表2）	258
6 その他の注意事項	259

### 法律・会計業務

1 概要	260
(1) 本邦において行うことができる活動	260
(2) 対象となる主な者	260
2 在留資格該当性	261
「外国法事務弁護士」	261
「外国公認会計士」	261
「法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務」	261
3 基準（上陸許可基準）	261
4 立証資料	262
ア 新たに「法律・会計業務」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	262
イ 「法律・会計業務」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	263
5 在留期間（規則別表2）	263
6 その他の注意事項	263

### 教授

1 概要	265
(1) 本邦において行うことができる活動	265
(2) 対象となる主な者	265
2 在留資格該当性	265
「大学」	265
「本邦の大学に準ずる機関」	265
「高等専門学校」	266
3 基準（上陸許可基準）	266
4 立証資料	266
ア 新たに「教授」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	266
イ 「教授」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	267
5 在留期間（規則別表2）	269
6 その他の注意事項	269

### 研究

1 概要	270
(1) 本邦において行うことができる活動	270
(2) 対象となる主な者	270
2 在留資格該当性	270
「本邦の公私の機関との契約に基づいて」	270
「本邦の公私の機関」	270
「契約に基づいて」	271
「研究を行う業務」	271

## 細目次（第1章）

3 基準（上陸許可基準）	271
「大学（短期大学を除く。）」	272
「短期大学」	272
「これと同等以上の教育を受け（た）」	273
「本邦の専修学校の専門課程」	273
4 立証資料	274
(1) 所属機関の分類とその趣旨	274
(2) 分類基準	274
(3) カテゴリー該当性に関する立証資料	275
(4) 申請の際に提出を要する立証資料	276
ア 新たに「研究」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証 明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	276
イ 「研究」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しよ うとする場合（在留期間更新許可申請）	280
5 在留期間（規則別表2）	283
6 その他の注意事項	283

## 教 育

1 概 要	284
(1) 本邦において行うことができる活動	284
(2) 対象となる主な者	284
2 在留資格該当性	284
「小学校」	284
「中学校」	284
「義務教育学校」	284
「高等学校」	285
「中等教育学校」	285
「特別支援学校」	285
「専修学校」	285
「各種学校」	286
「設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関」	286
「語学教育その他の教育をする活動」	286
3 基準（上陸許可基準）	286
「専修学校の専門課程」	287
4 立証資料	288
(1) 所属機関と勤務形態による分類とその趣旨	288
(2) 分類基準	288
(3) カテゴリー該当性に関する立証資料	288
(4) 申請の際に提出を要する立証資料	289
ア 新たに「教育」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証 明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	289
イ 「教育」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しよ うとする場合（在留期間更新許可申請）	291
5 在留期間（規則別表2）	293
6 その他の注意事項	293

## 芸術

1 概要	295
(1) 本邦において行うことができる活動	295
(2) 対象となる主な者	295
2 在留資格該当性	295
「収入を伴う」	295
「音楽、美術、文学」	295
3 基準（上陸許可基準）	296
4 立証資料	296
ア 新たに「芸術」の在留資格を取得しようとする者の場合（在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	296
イ 「芸術」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	298
5 在留期間（規則別表2）	299
6 その他の注意事項	299

## 宗教

1 概要	300
(1) 本邦において行うことができる活動	300
(2) 対象となる主な者	300
2 在留資格該当性	300
「外国の宗教団体」	300
「本邦に派遣された」	301
「宗教団体」	301
「布教その他の宗教上の活動」	301
3 基準（上陸許可基準）	302
4 立証資料	302
ア 新たに「宗教」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	302
イ 「宗教」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	304
5 在留期間（規則別表2）	305
6 その他の注意事項	305

## 報道

1 概要	306
(1) 本邦において行うことができる活動	306
(2) 対象となる主な者	306
2 在留資格該当性	306
「外国の報道機関」	306
「契約」	307
「取材その他の報道上の活動」	307
3 基準（上陸許可基準）	307
4 立証資料	308
ア 新たに「報道」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	308
イ 「報道」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しよ	308

## 細目次（第1章）

うとする場合（在留期間更新許可申請）	309
5 在留期間（規則別表2）	311
6 その他の注意事項	312

### 医 療

1 概 要	313
(1) 本邦において行うことができる活動	313
(2) 対象となる主な者	313
2 在留資格該当性	313
「医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている業務」	313
「医療に係る業務」	314
3 基準（上陸許可基準）	314
「申請人が医師、歯科医師、（略）又は義肢装具士としての業務に（略）従事すること。」	314
「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること」	315
「申請人が准看護師としての業務に従事しようとする場合は、」	315
「本邦において准看護師の免許を受けた後四年以内の期間中に」	315
「研修として業務を行うこと」	315
「申請人が薬剤師、歯科衛生士……又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、」	316
「本邦の医療機関又は薬局に招へいされること」	316
4 立証資料	316
ア 新たに「医療」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書 の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	316
イ 「医療」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留し うとする場合（在留期間更新許可申請）	318
5 在留期間（規則別表2）	319
6 その他の注意事項	319

### 介 護

1 概 要	320
(1) 本邦において行うことができる活動	320
(2) 対象となる主な者	320
2 在留資格該当性	320
「本邦の公私の機関」	320
「契約」	320
「介護福祉士」	320
「介護」	321
「介護の指導」	322
3 基準（上陸許可基準）	322
4 立証資料	323
ア 新たに「介護」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証 明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	323
イ 「介護」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留し うとする場合（在留期間更新許可申請）	325
5 在留期間（規則別表2）	326
6 その他の注意事項	326

<b>興 行</b>	
1 概 要	327
(1) 本邦において行うことができる活動	327
(2) 対象となる主な者	327
2 在留資格該当性	327
「興行」	327
「興行に係る活動」	327
「その他の芸能活動」	328
3 基準（上陸許可基準）	328
Ⅰ 最近の基準省令の改正	328
Ⅱ 活動区分とその趣旨	329
ア 演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の場合	330
イ 演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行以外の興行（スポーツなど）の場合（新基準省令2号、旧基準省令3号）	331
ウ 次の①から④のいずれかに該当する芸能活動を行おうとする場合（新基準省令3号、旧基準省令4号）	331
「一日につき五百万円以上」	332
「二年以上の期間専攻」	332
「二年以上の外国における経験」	333
「月額二十万円以上」	333
「外国の民族料理（略）民族音楽」	333
「三年以上の経験」	334
「五名以上」	334
「常勤」	334
「客席で飲食物を有償で提供せず」	342
「括弧書き」	342
「演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動」	342
「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」	342
4 区別資料	343
(1) 区別提出資料	343
ア いずれの区分においても、在留期間更新許可申請のための提出を要するものとして規則上及び入管庁ホームページに掲げられている資料は共通である。	343
イ いずれの区分においても、入管法施行規則別表3において提出資料が列挙されているものの、入管庁ホームページにおいては、他の就労資格に見られるような在留資格変更及び同取得許可申請のための提出資料に関する説明はない。したがって、これらの申請を要する具体的な事例が発生したときの対応は、最寄りの地方出入国在留管理局に相談のこと。	344
(1)-1 演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の場合で、本邦の公私の機関と締結する契約に基づいて、風営法2条1項1号から3号までに規定する営業を営む施設以外の施設で行われるもの	344
ア 新たに「興行」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付の申請）	344
① カテゴリー1	344
② カテゴリー2	344
イ 「興行」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	346
(1)-2 次の①から⑤のいずれかの場合	348

## 細目次（第1章）

ア 新たに「興行」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付の申請）	348
イ「興行」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	350
(1)－3 演劇，演芸，歌謡，舞踊又は演奏の興行に係る活動を行おうとする場合（基準省令1号ハ＝「基準1号イ及びロ」に該当しないもの，即ち，「上記(1)－1及び(1)－2」以外のもの）	351
新たに在留資格「興行」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付の申請）	351
(2) 演劇，演芸，歌謡，舞踊又は演奏の興行以外の興行（スポーツなど）の場合（基準省令2号）	354
ア 新たに「興行」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付の申請）	354
イ「興行」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	355
(3) 次の①から④までのいずれかに該当する興行に係る活動に該当しない芸能活動を行おうとする場合	357
ア 新たに「興行」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付の申請）	357
イ「興行」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	358
5 在留期間（規則別表2）	360
6 その他の注意事項	360

## 外 交

1 概 要	361
(1) 本邦において行うことができる活動	361
(2) 対象となる主な者	361
2 在留資格該当性	363
「日本国政府が接受する」	363
「外国政府の」	363
「外交使節団の構成員」	363
「領事機関の構成員」	364
「条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者」	364
「これらの者」	364
「同一の世帯に属する」	365
「家族の構成員」	365
「としての活動」	365
3 基準（上陸許可基準）	366
4 立証資料	366
ア 新たに「外交」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	366
イ 在留期間更新許可申請	367
5 在留期間（規則別表2）	367
6 その他の注意事項	368

## 公 用

1 概 要	369
(1) 本邦において行うことができる活動	369
(2) 対象となる主な者	369
2 在留資格該当性	370
「日本国政府の承認した外国政府」	370
「日本国政府の承認した国際機関」	371
「公務」	371
「としての活動」	371
3 基準（上陸許可基準）	372
4 立証資料	372
ア 新たに「公用」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	372
イ 「公用」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	373
5 在留期間（規則別表2）	373
6 その他の注意事項	375

## 日本人の配偶者等

1 概 要	376
(1) 本邦において行うことができる活動	376
(2) 対象となる主な者	376
2 在留資格該当性	376
「日本人」	376
「配偶者」	377
「特別養子」	378
「日本人の子として出生した」	378
3 基準（上陸許可基準）	379
4 立証資料	379
(1) 外国人（申請人）が日本人の配偶者（夫又は妻）である場合	379
ア 新たに「日本人の配偶者等」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	379
イ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	384
(2) 外国人（申請人）が日本人の子として出生した実子・特別養子である場合	386
ア 新たに「日本人の配偶者等」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	386
イ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	390
5 在留期間（規則別表2）	393
6 その他の注意事項	393

## 永住者の配偶者等

1 概 要	394
(1) 本邦において行うことができる活動	394
(2) 対象となる主な者	394
2 在留資格該当性	394

細目次（第1章）

「永住者等」	394
「配偶者」	394
「子として出生」	395
「本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している」	395
3 基準（上陸許可基準）	396
4 立証資料	396
ア 新たに「永住者の配偶者等」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	396
イ 「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	400
5 在留期間（規則別表2）	403
6 その他の注意事項	403

定住者

1 概要	404
(1) 本邦において行うことができる活動	404
(2) 対象となる主な者	404
2 在留資格該当性	405
「法務大臣が（中略）居住を認める者」	405
3 基準（上陸許可基準）	405
4 立証資料	405
4-(1) 日系3世の場合	406
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	406
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	411
イ-1 日本入国後初回申請の場合	411
イ-2 入国後2回目以降の申請の場合	415
4-(2) 日系2世の配偶者（夫又は妻）の場合	418
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	418
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	423
4-(3) 日系3世の配偶者（夫又は妻）の場合	427
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	427
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	432
4-(4) 「永住者」，「定住者」又は「特別永住者」の扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子の場合	435
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	435
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	439
4-(5) 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する日本人の配偶者の扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子の場合	441
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定	



証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請).....	441
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）.....	445
4-（6）「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する永住者の配偶者の扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子の場合.....	447
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）.....	447
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）.....	450
4-（7）日本人の扶養を受けて生活する6歳未満の養子の場合.....	453
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）.....	453
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）.....	456
4-（8）「永住者」，「定住者」又は「特別永住者」の扶養を受けて生活する6歳未満の養子の場合.....	458
ア 新たに「定住者」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）.....	458
イ 「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）.....	462
5 在留期間（規則別表2）.....	464
6 その他の注意事項.....	464

## 永住者

1 概要.....	465
(1) 本邦において行うことができる活動.....	465
(2) 対象となる主な者.....	465
2 在留資格該当性.....	465
「永住者」.....	465
(1) 在留資格「永住者」の取得.....	466
(2) 在留資格の変更による永住許可.....	466
「素行が善良である」.....	467
「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」.....	467
(3) 在留資格取得許可による永住許可.....	469
3 基準（上陸許可基準）.....	469
4 立証資料.....	469
(1) 「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の場合.....	470
(2) 「定住者」，就労資格又は「家族滞在」の場合.....	477
(3) 「高度人材外国人」の場合.....	484
(3)-1 永住許可申請時点のポイント合計が80点以上の場合.....	485
(3)-2 永住許可申請時点のポイント合計が70点以上80点未満の場合.....	501
5 在留期間（規則別表2）.....	516
6 その他の注意事項.....	516
(1) 手数料.....	516
(2) 資料転用願い.....	516
(3) 永住許可申請における公租公課納入事実の確認.....	517

### 特別永住者

1 概要	521
(1) 本邦において行うことができる活動	521
(2) 対象となる者	521
2 在留の資格該当性	521
「特別永住者」	521
「法定特別永住者」	523
「特別永住許可」	523
「その他の事由」	524
3 基準（上陸許可基準）	524
4 立証資料	524
5 在留期間（入管特例法3条柱書）	526
6 その他の注意事項	527

### 短期滞在

1 概要	528
(1) 本邦において行うことができる活動	528
(2) 対象となる主な者	528
2 在留資格該当性	529
「短期間」	529
3 基準（上陸許可基準）	530
4 立証資料	530
ア 新たに「短期滞在」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	530
イ 「短期滞在」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	531
5 在留期間（規則別表2）	532
6 その他の注意事項	533

### 家族滞在

1 概要	534
(1) 本邦において行うことができる活動	534
(2) 対象となる主な者	534
2 在留資格該当性	534
「配偶者」	534
「子」	534
「扶養を受ける」	535
「日常的な活動」	535
3 基準（上陸許可基準）	536
「別表第一の一の表」	536
「扶養」	537
4 立証資料	537
新たに「家族滞在」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）（共通）	537
5 在留期間（規則別表2）	539

6	その他の注意事項	539
---	----------	-----

### 特定活動

1	概要	541
(1)	本邦において行うことができる活動	541
(2)	対象となる主な者	541
2	在留資格該当性	541
	「法務大臣が個々の外国人について特に指定」	541
3	基準（上陸許可基準）	543
4	指定内容	544
(1)	アマチュアスポーツの選手及びその家族（特定活動告示6号）	544
(1)-1	本邦において行うことができる活動	544
(1)-2	対象となる者（特定活動告示7号）	544
(1)-3	告示該当性	544
	「国際的な競技会」	544
	「アマチュア」	544
	「月額二十五万円以上」	545
	「本邦の公私の機関」	545
	「雇用」	545
(1)-4	立証資料	545
ア	新たに本号の活動の指定を受けて「特定活動」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	545
イ	「特定活動」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	547
(2)	スキーインストラクター（告示50号告示別表第12）	548
(2)-1	本邦において行うことができる活動	548
(2)-2	対象となる者	548
(2)-3	告示該当性	548
(2)-4	立証資料	550
	新たに「特定活動（スキーインストラクター）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付及び在留資格変更許可の申請）	550
(3)	EPA看護師・介護福祉士及びそれらの候補者（告示16, 17, 20, 22, 27から29号）	551
(3)-1	在留中の外国人が，EPA看護師候補者からEPA看護師又はEPA介護福祉士候補者（就労コース含む。）からEPA介護福祉士への変更を希望する場合，又は，就労先を変更したうえで継続して在留を希望する場合	553
(3)-2	在留中の外国人が，EPA介護福祉士候補者（就学コース）からEPA介護福祉士への変更を希望する場合，又は，就労先を変更したうえで継続して在留を希望する場合	555
(3)-3	在留中の外国人が，引き続き，「EPA看護師候補者」又は「EPA介護福祉士候補者（就労コース）」としての活動を希望する場合	556
(3)-4	在留中の外国人が，引き続き，「EPA介護福祉士候補者（就学コース）」としての活動を希望する場合	558
(3)-5	在留中の外国人が，引き続き，「EPA看護師」又は「EPA介護福祉士」としての活動を希望する場合	559
(3)-6	EPA看護師・EPA介護福祉士の家族	561
ア	新たに「特定活動（EPA家族）」の在留資格を取得しようとする者の場合（在留資格認定証明書交付）	561

細目次（第1章）

イ 「特定活動」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	562
(4) 高度専門職外国人の就労する配偶者（告示33号、告示別表5）	563
(4)-1 本邦において行うことができる活動	563
(4)-2 対象となる者	564
(4)-3 告示該当性	564
「本邦の公私の機関」	564
「契約」	564
「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」	565
(4)-4 立証資料	565
「特定活動（高度専門職の同居配偶者）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付及び在留資格変更許可の申請）及びこの在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	565
(5) 家事使用人（告示1号から2号の3並びに別表1及び2）	567
(5)-1 本邦において行うことができる活動	567
(5)-2 対象となる者	567
(5)-3 告示該当性	567
「当該外国人が使用する言語」	567
「日常会話」	568
「個人的使用人」	568
「十八歳以上」	568
「2号以下について」	569
「個人的使用人」	570
「月額二十万円以上の報酬」	570
「申請人以外に家事使用人を雇用していない」	571
「申請の時点において」	572
「世帯年収が千万円以上」	572
(5)-4 立証資料	574
(5)-4-1 外交官などの家事使用人（告示1号及び別表1並びに同2号及び別表2の2号及び3号）	574
ア 新たに「特定活動（家事使用人）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	574
イ 「特定活動（家事使用人）」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	576
(5)-4-2 「高度専門職」の在留資格を有する者の入国帯同型（特定活動告示2号の2）	577
新たに「特定活動（家事使用人）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可及び在留資格認定証明書の交付の申請）	577
(5)-4-3 「高度専門職」の在留資格を有する者の家庭事情型（特定活動告示2号及び別表2第1号）	579
新たに「特定活動（家事使用人）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付及び在留資格変更許可の申請）	579
(5)-4-4 「高度専門職」の在留資格を有する者の金融人材型（特定活動告示2号の3）	581
新たに「特定活動（家事使用人）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付及び在留資格変更許可の申請）	581
(5)-4-5 入国帯同型、家庭事情型及び金融人材型家事使用人の在留期間更新許可申請に必要な立証資料	582

「特定活動（家事使用人）」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	582
(6) 日系4世（告示43号）	584
(6)-1 本邦において行うことができる活動	584
(6)-2 対象となる者	585
(6)-3 告示該当性	585
「本邦において通算して五年を超えない期間」	586
「特定の個人又は団体から（本邦における）活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受ける」	586
「日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）	587
「これらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。）	587
「必要な資金を補うため必要な範囲内」	587
「（風俗営業活動を除く。）」	587
(6)-4 立証資料	591
ア 新たに「特定活動（日系4世）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可、在留資格認定証明書の交付の申請）	591
イ 「特定活動（日系4世）」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	593
ウ 「特定活動（日系4世）」として5年間在留した者が「定住者」への在留資格変更許可の申請を行う場合	595
(7) 本邦の大学等を卒業した留学生在が就職活動を行う場合（告示外）	596
(7)-1 概要	596
ア 卒業後1年目の就職活動	596
イ 卒業後2年目の就職活動	596
ウ 海外大卒者の日本語教育機関卒業後の就職活動	597
(7)-2 本邦において行うことができる活動	598
(7)-3 対象となる者	598
(7)-4 立証資料	599
ア 新たに「特定活動（就職活動）」の在留資格を取得しようとする者の場合（在留資格変更許可申請）	599
イ 「特定活動（就職活動）」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	601
(7)-5 在留期間	603
(8) 在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合（告示外）	603
(8)-1 概要	603
(8)-1-1 本邦において行うことができる活動	603
(8)-1-2 対象となる者	603
(8)-2 申請対象者と許可要件	603
ア 申請対象者	603
イ 許可要件	603
(8)-3 立証資料	604
新たに「特定活動（就職内定者）」の在留資格を取得しようとする者の場合（在留資格変更許可申請）	604
(8)-4 在留期間	606
(9) 本邦の大学等を卒業又は修了した留学生在が起業活動を行う場合（告示外）	606

## 細目次（第1章）

(9) - 1 概 要	606
(9) - 1 - 1 本邦において行うことができる活動	606
(9) - 1 - 2 対象となる者	607
(9) - 2 区 分	607
(9) - 3 一般起業の場合	607
(9) - 3 - 1 制度趣旨	607
(9) - 3 - 2 立証資料	609
新たに「特定活動（一般起業）」の在留資格を取得しようとする者の場合	609
(9) - 3 - 3 在留期間	611
(9) - 4 本邦において優秀な留学生の受入れに意欲的に取り組んでいる大学等を卒業して直ちにこの制度を利用する場合	611
(9) - 4 - 1 制度趣旨	611
(9) - 4 - 2 要 件	611
(9) - 4 - 3 立証資料	612
ア 新たに「特定活動（優良起業）」の在留資格を取得しようとする者の場合	612
イ 「特定活動（優良起業）」の在留資格をもって在留する外国人が、在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	613
(9) - 5 本邦において優秀な留学生の受入れに意欲的に取り組んでいる大学等を卒業し、外国人起業活動促進事業又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の利用後に本制度を利用する場合	613
(9) - 5 - 1 制度趣旨	613
(9) - 5 - 2 要 件	614
(9) - 5 - 3 立証資料	615
新たに「特定活動（優良起業促進事業）」の在留資格を取得しようとする者の場合	615
(9) - 5 - 4 在留期間（規則別表2）	616
(10) 本邦大学卒業者及びその配偶者等（告示46号）	616
(10) - 1 概 要	616
(10) - 1 - 1 本邦において行うことができる活動	616
(10) - 1 - 2 対象となる者	616
(10) - 2 告示該当性	617
「法務大臣が指定する本邦の公私の機関」	617
「契約」	617
「常勤の職員」	617
「風俗営業活動（中略）を除く」	618
「法律上資格を有する者が行うこととされている業務（中略）を除く」	618
「日常的な活動」	619
「本邦の大学（短期大学を除く。）」	619
「短期大学」	619
「専門職大学」	620
「専門職大学の前期課程」	620
「高等専門学校」	621
「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」	621
「学士」	621
「専修学校」	621
「専修学校の専門課程」	622
「高度専門士」	622
「短期大学等の専攻科」	623

10-3	立証資料	623
10-3-1	本邦大学卒業者	623
ア	新たに「特定活動（本邦大学卒業者）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	623
イ	「特定活動（本邦大学卒業者）」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	626
10-3-2	配偶者	626
ア	新たに「特定活動（家族滞在（本邦大学卒業者）」）の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付，在留資格変更許可及び在留資格取得許可の申請）	626
イ	「特定活動（家族滞在（本邦大学卒業者）」）の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	628
10-4	在留期間（規則別表2）	629
10-5	その他の注意事項	630
11	ウクライナ避難民（告示外）	630
11-1	概要	630
11-1-1	本邦において行うことができる活動	631
11-2	対象となる者	631
11-3	立証資料	631
ア	査証発給申請（外務省ホームページによる。）	631
イ	在留資格変更許可申請（在留資格の「短期滞在」から「特定活動」への変更）及び在留期間更新許可申請 <sup>（注）</sup>	632
ウ	補完的保護者としての認定	633
11-4	在留期間	633
11-5	ウクライナ避難民に対する支援	633
12	未来創造人材制度（J-Find）（特定活動告示51号及び52号）	634
ア	新たに本制度を利用して「特定活動（未来創造人材）又は（未来創造人材の配偶者等）」の在留資格を取得しようとする者の場合（上陸許可，在留資格認定証明書の交付及び在留資格変更許可）	634
イ	本制度による「特定活動（未来創造人材）又は（未来創造人材の配偶者等）」の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間経過後も引き続き在留しようとする場合（在留期間更新許可申請）	636
13	デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）及びその配偶者・子（特定活動告示53号及び54号）	636
13-1	概要	636
13-1-1	本邦において行うことができる活動	636
13-1-2	対象となる者	637
13-2	告示該当性	638
	「六か月」	638
	「年取」	639
	「保険」	639
13-3	立証資料	641
13-3-1	本人の在留資格認定証明書交付申請	641
13-3-2	本人の配偶者及び子の在留資格認定証明書交付申請	642
13-3-3	出生による子の在留資格取得許可の申請	643
13-4	在留期間（告示53号イ及び同54号）	644



<b>資格外活動許可</b>	
1 概要	645
(1) 資格外活動許可を受けて行うことができる活動	645
(2) 対象となる主な者	645
2 法令上の根拠	646
「当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない」	647
「業として」	647
「法務省令で定めるもの」	648
「別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格」	648
3 許可要件（一般原則）	653
4 許可の種類	653
(1) 包括許可	654
(2) 個別許可	654
5 立証資料	654
(1) 「留学」	655
(1)-1 包括許可	655
(1)-2 個別許可	656
(1)-3 その他	657
(2) 「家族滞在」	658
(2)-1 包括許可（1週について28時間以内で稼働する場合）	658
(2)-2 個別許可（包括許可の範囲外の活動に従事する場合）	658
(2)-3 その他	659
(3) 継続就職活動又は内定後就職までの在留を目的とする「特定活動」の在留資格	660
(3)-1 包括許可（1週について28時間以内で稼働する場合）	660
(3)-2 個別許可（包括許可の範囲外の活動に従事する場合）	660
(3)-3 その他	661
6 その他	662
(1) 許可期間	662
(2) 手数料	662